

答 申 第 2 4 4 号

平成18年9月11日

千葉県選挙管理委員会

委員長 土田 吉彦 様

千葉県情報公開審査会

委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成18年1月4日付け千選管第282号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

平成17年12月1日付けで異議申立人から提起された、次の行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について

平成17年11月25日付け千選管第244号

平成17年11月25日付け千選管第245号

1 審査会の結論

千葉県選挙管理委員会（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、平成17年11月25日付け千選管第244号行つた行政文書不開示決定（以下「本件決定1」という。）及び同日付け千選管第245号で行つた行政文書不開示決定（以下「本件決定2」といい、「本件決定1」及び「本件決定2」を併せて「本件決定」という。）の取消しを求めるといふものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立の理由は、おおむね次のとおりである。

ア 平成17年10月19日及び平成17年11月1日付け「あき子ホットライン」の調査を県知事から指示された保険指導課が鋸南町の国の国民健康保険特別調整交付金の不正受給に加担していたため、調査をせずに放置しているのを県職員が黙認しているはずはない。

イ 安房地方の朝刊で鋸南町が国の国民健康保険特別調整交付金を不正受給していたとして監査請求された記事が報道されたが、国にも知られているのに保険指導課が上記アの対応をしているのを県職員が黙認しているはずはない。

ウ 何かしら文書があるはずだ。

3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 行政文書不開示決定について

異議申立人は、実施機関に対し、平成17年10月26日付けで「別添H17.10.19付あき子ホットラインFAXに関し、県保険指導課〇〇副課長が市町村課で鋸南町の一般会計、国保特別会計、介護保険特別会計の各決算を即時調査しようとするのが許される根拠についてわかる書類」の行政文書開示請求（以下「本件請求1」という。）を、平成17年10月27日付けで「H17.10.19付あき子ホットラインFAXに関し、県保険指導課（〇〇課長、〇〇室長、〇〇〇副主幹、〇〇室長、その他同課の）職員が、市町村課にある鋸南町の一般会計、国保特別会計、介護保険特別会計の各決算を即時調査し違法行為を確認しないのが許される根拠についてわかる書類」の行政文書開示請求（以下「本件請求2」といい、「本件請求1」及び「本件請求2」を併せて「本件請求」という。）を行つた。

これに対し、実施機関は請求に係る行政文書を保有していないことを理由として、本件決定を行つた。

(2) 不開示決定の理由について

ア 異議申立人が開示請求書に添付した「H17.10.19付あき子ホットライン F A X」には、鋸南町が交付を受けた国民健康保険福祉総合施設の施設・設備整備事業補助金及び国民健康保険調整交付金（特別総合保険施設分）に関し、目的外使用や不正受給があり、返還の必要がある旨の主張が記載されている。

イ 異議申立人は、この主張に関し、千葉県健康福祉部保険指導課（以下「保険指導課」という。）の職員が千葉県総務部市町村課にある鋸南町の決算を調査しようとし、しないこと又は調査し違法行為を確認しないことが許される根拠についてわかる書類の開示を請求したものであるが、実施機関では、当該補助金交及び交付金に関する事務を所掌していないことから、保険指導課の職員が当該事業に関し調査を行うことの要否について判断した行政文書を作成又は取得していない。

ウ また、実施機関では、上記のとおり当該補助金及び交付金に関する事務を所掌していないことから、「調査しないことが許される根拠」として、当該補助金が適正であると判断した行政文書も保有していない。

(3) 異議申立ての理由について

異議申立ての理由は、実施機関が所掌事務の範囲を超えた判断をする必要があることを前提にした異議申立人の独自の主張に基づくものであり、実施機関の所掌事務の範囲内において「請求に係る文書を保有していない」としたことについて、不当である旨の具体的な主張がなされているとは認められない。

4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明等をもとに審査した結果、以下のよう判断する。

(1) 本件請求及び本件決定について

異議申立人が、実施機関に対し本件請求を行ったところ、実施機関は、本件請求に係る行政文書を保有していないとして、本件請求1に対して本件決定1を、本件請求2に対して本件決定2を行った。

(2) 本件請求に係る行政文書の不存在について

実施機関は、本件請求に係る行政文書は存在しないと説明するので、以下検討する。

実施機関は、保険指導課が所掌する補助金交及び交付金に関する事務を所掌していないことから、保険指導課の職員が当該事業に関し調査を行うことの要否について判断した行政文書を作成又は取得していないと説明する。

確かに、地方自治法（昭和22年法律第67号）によれば、実施機関の所掌する事務は、法律又はこれに基づく政令の定めるところにより、当該普通地方公共団体が処理する選挙に関する事務及びこれに関係のある事務を管理すると規定している。

一方、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の施行に関する事務は、知事の権限に属する事務であるから、実施機関が所掌する事務ではないことが認められる。

したがって、実施機関が、国民健康保険法及び介護保険法の施行に関する事務を所管せず、本件請求に係る行政文書を保有していないと説明し、また、保有する行政文書中に、本件請求の趣旨を満たす文書の存在も確認できないことから、実施機関の説明に不合理な点は見当たらず、本件請求に係る行政文書は存在しないと判断する。

(3) 結論

以上のとおり、実施機関が行った本件決定は妥当である。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
1 8 . 1 . 4	諮問書の受理
1 8 . 2 . 8	実施機関の理由説明書の受理
1 8 . 7 . 1 8	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
岩 間 昭 道	千葉大学大学院専門法務研究科教授	部会長職務代理者
大 田 洋 介	城西国際大学非常勤講師	部会長
佐 野 善 房	弁護士	
福 武 公 子	弁護士	

(五十音順：平成18年7月18日現在)